

でんさいファクタリング支払サービス利用規程

目 次

第1条（本サービスの内容）	1
第2条（用語の定義）	2
第3条（インターネットサービスの利用）	5
第4条（届出事項）	5
第5条（本サービスの取扱い）	6
第6条（利用極度額の取扱い）	7
第7条（電子記録請求の代理権限の授与等）	8
第8条（報告義務）	8
第9条（再委託）	8
第10条（報酬・費用負担）	9
第11条（当行の免責）	9
第12条（貴社による支払、でんさい買取人の免責）	10
第13条（貴社の表明および保証）	11
第14条（約束事項）	13
第15条（補償）	13
第16条（本利用契約の解除）	14
第17条（貴社による仕入先の契約手続の代理）	15
第18条（貴社の承諾事項）	15
第19条（本利用契約の有効期間、解約申入）	15
第20条（契約終了時の取扱い）	15
第21条（秘密保持義務）	16
第22条（反社会的勢力の排除）	16
第23条（取適法等の遵守）	18
第24条（遅延損害金）	18
第25条（本規程の変更等）	18
第26条（準拠法と管轄）	19
第27条（本利用契約に定めのない事項等の処理）	19
＜特定仕入先の取扱いに関する特約＞	20

でんさいファクタリング支払サービス利用規程

でんさいファクタリング支払サービス利用規程（以下「本規程」といいます）は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます）が提供するでんさいファクタリング支払サービスの利用に関して定めたものです。

でんさいファクタリング支払サービス利用の申込人（以下「貴社」といいます）は、本規程、業務規程等、当行所定の「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」および「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」の各内容をそれぞれ理解した上で、貴社、貴社の仕入先、でんさい買取人および当行の四者間で基本的な合意を成立させることを通じて、貴社と貴社の仕入先との間の原因債権の（狭義の）支払のために当行を発生記録の債権者として記録するでんさい（以下「お預かり対象でんさい」といいます）の売買等に関し、でんさい買取人および当行に対し、本規程に定めるでんさいファクタリング支払サービス（以下「本サービス」といいます）を申し込みます。でんさい買取人および当行がこれを承認して貴社に対し本サービスを提供する際は、貴社、でんさい買取人および当行の間で本規程に基づく契約（以下「本利用契約」といいます）が成立し、その効力が発生するものとします。

なお、本利用契約には、本規程、業務規程等、「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」および「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」が適用されるものとします。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、主に以下のサービスを指します。

（1）発生記録請求サービス

発生記録請求サービスとは、当行所定の方法により、SMB Cでんさいネットの債務者利用を行う貴社が、発生記録請求データを当行に送信し、当行が貴社と別途合意する内容に従い当該発生記録請求データを一部変換し、ファクタリング対象仕入先宛とでんさい受領仕入先宛に分別した形で貴社に提示する一方、貴社が当該発生記録請求データを承認することで、貴社が自らでんさいの発生記録の請求を行うことができるサービスをいいます。

（2）ファクタリングサービス

ファクタリングサービスとは、ファクタリング対象仕入先が当行所定の方法により申請し、でんさい買取人および当行がこれを応諾する場合には、でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約の定めに従って、でんさい買取人が貴社とファクタリング対象仕入先との間の原因債権の全部または一部に係る債務につき併存的債務引受をすること、およびファクタリング対象仕入先がお預かり対象でんさいの全部または一部を当行からでんさい買取人に譲渡されること等を通じて、ファクタリング対象仕入先がお預かり対象でんさいの期日前資金化を行うことができるサービスをいいます。

第2条（用語の定義）

本規程で用いられる用語は、本規程に別途明示的に定めるものおよび以下に定義されるものを除き、電子記録債権法（平成19年法律第102号）、業務規程等、「でんさいお預かり・ファクタリングサービス等利用者登録規程」および「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」において定義される意味を有するものとします。なお、本規程における廻しでんさいの発生記録、分割請求または譲渡記録の各請求には電子記録の日を指定した請求（予約請求）を含むものとし、発生記録、分割請求または譲渡記録の各記録事項について変更記録がされている場合には当該変更記録が反映した後の内容を指すものとします。また、本規程において言及される当行所定の様々な規程、規程細則または規定は、いずれもその時々において改訂され、貴社に通知されたものを含むものとします。さらに、本規程において言及される契約は、いずれもその後の変更、更新または地位承継を含むものとします。

（1）業務規程等

でんさいネット所定の株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則ならびに当行所定のSMB Cでんさいネット利用規定およびValueDoor利用規定を総称していいます。

（2）でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約

貴社、貴社の各仕入先、でんさい買取人および当行の四者間で「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」に基づき成立し、その効力が発生した各でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約を総称していいます。

（3）でんさいお預かり・ファクタリングサービス

でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に基づき、でんさい買取人および当行がファクタリング対象仕入先に提供するサービスをいいます。

（4）でんさい買取人

グローバルファクタリング株式会社、または貴社と当行との間で当行より資金化申込でんさいの譲受人として別途合意する者をいいます。

（5）商取引契約

貴社の仕入先と貴社との間で締結された原因債権の発生原因たる商品売買契約、工事請負契約、製造請負契約、役務提供契約その他の商取引に基づく契約を総称していいます。

（6）廻しでんさいサービス

貴社があらかじめ当行に対し、当該サービスの利用を希望するでんさい受領仕入先を「廻しでんさい当初受領先」として申請し、貴社、当行およびでんさい買取人の間で別途当該サービス利用のための合意（当行所定の内容および方法によります）が成立した場合には、当該廻しでんさい当初受領先または当該廻しでんさい当初受領先と直接または間接に繋がりのある取引先（以下「廻し元」といいます）、その直接の仕入先（以下「廻し先」といいます）、当行およびでんさい買取人の四者間合意（当行所定の内容および方法によります）の下に、廻し元が自ら保有し、貴社を発生記録の債務者とするでん

さい（以下「廻しでんさい」といいます）の債権金額の全部または一部につき、自らを譲渡人とし、当行を譲受人とする（一部の場合は分割後の）譲渡記録（ただし、廻し元が廻し先に対し負担する商取引上の売掛債務等の（狭義の）支払のために譲渡記録されるものであって、かつ廻し元を譲渡保証人とする譲渡保証記録を伴うもの。かかる譲渡記録がなされた廻しでんさいを、以下「お預かり対象廻しでんさい」といいます）の請求、ならびに期日前資金化を希望する場合にはお預かり対象廻しでんさいについて当行を譲渡人とし、でんさい買取人を譲受人とする（一部の場合は分割後の）譲渡記録（ただし、当行を譲渡保証人とする譲渡保証記録を伴わないもの）の請求をそれぞれ行うことができ、かつ、（i）お預かり対象廻しでんさいのうち期日前資金化が行われなかつた部分については当行が当該でんさいの決済資金（収納代行手数料控除後の金額）を廻し先に引渡しをし、（ii）お預かり対象廻しでんさいのうち期日前資金化が行われた部分についてはでんさい買取人が当該売掛債務等の併存的債務引受をした上でその債務の履行として当該でんさいの買取代金相当額（割引料等控除後の金額）を廻し先に支払うことをもって、当行および/またはでんさい買取人が廻し元および廻し先に対し、商取引上の売掛債務等の決済を提供するサービスをいいます。

（7）ファクタリング対象仕入先

でんさいお預かり・ファクタリングサービスの利用者のうち、貴社との間の原因債権の（狭義の）支払のために当行を発生記録の債権者とするお預かり対象でんさいの全部または一部の期日前資金化を行うことができるサービスの利用を、当行所定の方法により当行に申請し、当行が承諾した者であって、貴社をファクタリング対象債務者として当行に登録している貴社の直接の仕入先をいいます。

（8）でんさい受領仕入先

貴社を発生記録の債務者として記録するでんさいについて、自らの取引金融機関を窓口金融機関として電子記録を行う、貴社の直接の仕入先をいいます。

（9）廻しでんさい当初受領先

でんさい受領仕入先のうち、貴社が当該仕入先または当該仕入先と直接または間接に繋がりのある取引先に廻しでんさいサービスを利用させたいと考え、貴社が廻しでんさいの最初の受領先として当行に申請を行い、当行が承諾した先をいいます。

（10）出金口座

貴社がS M B Cでんさいネットの債務者利用において決済口座として指定する口座のうち、本サービスで利用する口座をいいます。

（11）資金提供者

でんさい買取人がお預かり対象でんさいの買取代金相当額（割引料等控除後の金額）を、借入れの方法またはでんさい買取人が買い受けたお預かり対象でんさいを再譲渡する方法により資金調達する際の、貸付人またはでんさい譲受人を指します。

（12）発生記録請求データ

でんさいの発生記録の請求を行うために、本サービスを利用して当行に送信するデータのことをいいます。

(13) 請求データフォーマット形式

当行に発生記録請求データを送信するためのデータフォーマットをいい、請求データフォーマット（でんさい）および請求データフォーマット（e手形レス）を個別にまたは総称していいます。

(14) 請求データフォーマット（でんさい）

でんさいネットの定める標準フォーマット（固定長テキスト形式）およびその他記録請求サービスを利用するための、SMB Cでんさいネットで利用されるデータフォーマット形式をいいます。

(15) 請求データフォーマット（e手形レス）

貴社が、当行またはグローバルファクタリング株式会社等が提供する一括決済方式を用いて代金支払いを行うための、当行およびグローバルファクタリング株式会社所定のデータフォーマット形式をいいます。

(16) 支払基準日

貴社と貴社の仕入先との間の原因債権に関し、手形による支払・決済が行われる場合に手形の振出・交付が行われる日、電子記録債権による支払・決済が行われる場合には電子記録債権の発生記録日・譲渡記録日に相当する日をいい、貴社と貴社の仕入先との間で合意した日をいいます。

(17) 決済資金（収納代行手数料控除後の金額）

当行がお預かり対象でんさいの支払期日に受領した決済資金から収納代行手数料（「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」に定義される意味を有します）を控除した後の金額をいいます。

(18) 買取代金相当額（割引料等控除後の金額）

でんさい買取人が当行から譲渡を受けるお預かり対象でんさいの買取代金相当額から割引料等（「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」に定義される意味を有します）を控除した後の金額といいます。

(19) SMB Cでんさいネット

当行とでんさいネットとの間の業務委託契約に基づき、でんさいに関する業務および関係する各種取引について、当行所定のSMB Cでんさいネット利用規定に従って当行がでんさいの利用者に対し提供するサービスをいいます。

(20) ValueDoor

当行所定のValueDoor利用規定に基づき当行が提供する「法人会員制インターネット窓口ValueDoor」にて提供するサービスをいいます。

第3条（インターネットサービスの利用）

1. 本利用契約に別段の定めがある場合を除き、貴社は、当行所定のSMB Cでんさいネット利用規定およびValueDoor 利用規定を承諾した上で、当行の提供するインターネットサービス（以下「インターネットサービス」といいます）を利用して本サービスに関する情報の授受および手続を行うものとします。
2. 貴社は、インターネットサービスを利用する場合、当行のウェブサイトにおいて所定の手続を経て送信ボタンを押した時点で、相手方に当該送信にかかる情報が到達したものとみなします。

第4条（届出事項）

1. 貴社は、本利用契約の成立後ただちに、以下の各号に定める事項を書面または当行所定の方法にて当行に対し提示するものとします。また、当該事項に変更が生じた場合も同様とします。
 - (1) 出金口座および本サービスで利用する請求データフォーマット形式。
 - (2) 本サービスに関する貴社の担当部署、担当する役職員の氏名および連絡先。
 - (3) 貴社の仕入先によるでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約の手続に係る代理人として第17条に定める手続を執り行う貴社の役職員の所属部署、氏名、および当該役職員の本人確認書類等、当行が当該役職員の本人確認を行うための当行所定の事項。
 - (4) その他、当行が本サービスを運営するために必要となる当行所定の事項。
2. 貴社は、請求データフォーマット（e手形レス）を用いて本サービスを利用する場合、各でんさい受領仕入先に関する以下の事項（以下総称して「でんさい受領仕入先情報」といいます）を、当行所定の方法にて届け出るものとします。また、当該事項に変更が生じた場合も同様とします。
 - (1) でんさい受領仕入先の名称。
 - (2) でんさい受領仕入先を個別に特定するために貴社が各でんさい受領仕入先に付与するコード（以下「仕入先コード」といいます）。
 - (3) でんさい受領仕入先のでんさいネット利用者番号およびでんさいの決済口座情報。
3. 貴社は、でんさい受領仕入先が廻しでんさいサービスの利用を希望する場合、当該でんさい受領仕入先を「廻しでんさい当初受領先」として申請し、貴社、当行およびでんさい買取人の間で別途当該サービス利用のための合意（当行所定の内容および方法によります）を別途成立させることが必要となります。この場合、貴社は、当該合意に従って、廻しでんさい当初受領先のでんさいネット利用者番号、でんさいの決済口座情報、その他廻しでんさいサービスの運用に必要となる当行所定の情報を、当行所定の方法で当行に届け出ことになります。
4. 貴社は、本利用契約および本利用契約に基づく取引に関して当行に対し使用する印鑑について、当行との取引に使用するものとして届け出た印鑑を用いるものとします。
5. 貴社が前項の届出を怠るなど貴社の責めに帰すべき事由により、貴社が当行にあらかじめ届

け出た連絡先に当行が通知・照会・確認を発信し、または送付書類を発信した場合で、これらが延着し、または到着しなかったときは、貴社が当行にあらかじめ届け出た連絡先に通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第5条（本サービスの取扱い）

1. 貴社および当行は、以下の各号に定める内容について合意するものとします。

（1）本サービス利用による発生記録請求データの送信

貴社は、当行と別途合意する請求データフォーマット形式により作成した発生記録請求データを、本サービス所定の方法および事務手順（インターネットサービス上のみならず、ValueDoor を経由しないダイヤルアップによるものを含みます）に従い、貴社と当行が別途合意する期限（支払基準日から起算するものとし、以下「請求データ送信期限」といいます）までに当行のもとに到達するよう送信するものとします。

（2）貴社による発生記録の請求の確定

貴社は、本サービスを利用する場合において、発生記録の請求の承認を、SMB Cでんさいネット上に設定する本サービス専用画面で行うものとします。ただし、SMB Cでんさいネットのシステムダウン時などの非常事態において当行が別途承認する方法で行う場合はこの限りではありません。発生記録の請求の承認が行われた場合、貴社は、でんさいネットに対し、業務規程等に従い、当該発生記録に関し、自己の電子記録義務者の請求（予約請求）にあわせ、当行の代理人として電子記録権利者の請求（予約請求）を行うものとします。

2. 貴社は、本サービスを利用して行うでんさいの発生記録の請求において、以下の内容を遵守するものとします。

（1）全てのでんさいについて、発生記録日（当日を含みます）から支払期日までの期間が1年未満であること。

（2）お預かり対象でんさいの発生記録の請求を、貴社とファクタリング対象仕入先との間の原因債権の（狭義の）支払のために行うこと。

（3）お預かり対象でんさいについて、でんさいネットの参加金融機関以外の者を譲受人とする譲渡記録を制限する記録を行わないこと。

3. 貴社は、本サービスの利用において、以下の各号に定める事務その他本利用契約において当行が行うとされる事務（以下「本件受託事務」といいます）を当行に委託するものとし、当行は受託するものとします。なお、貴社は、かかる事務に必要な一切の権限を当行に付与するものとし、本利用契約に別段の定めがある場合を除き、当行との書面による合意がない限り、事由の如何を問わず、かかる権限の付与につき変更・撤回等をすることはできないものとします。

（1）届出情報の管理

前条に基づき貴社から当行に届出があった、でんさい受領仕入先情報、およびその他届出のある情報の管理。

(2) 発生記録請求データの変換

- ① 貴社から受領した発生記録請求データに記載されるべき、各ファクタリング対象仕入先を特定する当行採番のお客さま番号やでんさいネット利用者番号（もしあれば）等、ならびに決済口座情報を、各でんさいお預かり人情報に変換する作業。
- ② 貴社が請求データフォーマット（e手形レス）の利用を選択する場合、でんさい受領仕入先情報および貴社から受領した発生記録請求データに基づき、発生記録請求データを作成する作業。

(3) 発生記録請求データの分別

貴社から受領した発生記録請求データについて、ファクタリング対象仕入先に係る発生記録請求データとでんさい受領仕入先宛の発生記録請求データそれぞれに分別し、貴社に提示する事務。

4. 貴社からの発生記録請求データが請求データ送信期限までに当行に到達しない場合、当該発生記録請求データに係る貴社から当行への前項に定める事務の委託は取り消されたものとみなします。これに伴い、貴社または第三者が損害、損失または費用（以下総称して「損害等」といいます）を被ったとしても、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
5. 当行は、貴社が発生記録請求データを当行に送信するにあたり、当行への到着確認義務を負わないものとします。

第6条（利用極度額の取扱い）

1. 当行は、以下の場合は、貴社への発生記録請求サービスを停止し、貴社の発生記録請求サービスを利用した発生記録請求データの送信を受け付けないものとします。
 - (1) 発生記録請求データの受信時を判断の基準時として、発生記録請求データのうち、お預かり対象でんさいに該当するデータにおける記録請求日時点において発生記録済みまたは発生記録される予定のお預かり対象でんさいに係る債権金額総額から、当該記録請求日時点までに貴社により支払がなされ、かつそれに係る支払等記録が完了し、またはそうされることが合理的に予測される金額の累計額を控除した金額が、貴社と当行との間で別途合意する金額（以下「利用極度額」といいます）を超過する場合。
 - (2) 貴社、でんさい買取人および当行の三者間で別途合意するコビナンツ条項と抵触する当行が判断した場合。
 - (3) その他、当行が合理的な理由に基づき、発生記録請求データの受付を停止すると判断した場合。
2. 当行は、貴社と協議の上、利用極度額を、1億円の整数倍を単位として、増額もしくは減額または解除することができるものとします。利用極度額の増減または解除は、当該通知が貴社に到達した後の直後に到来する発生記録請求日から、その効力を生ずるものとします。
3. 貴社は、当行に対し、3ヶ月以上前に事前の書面による通知により、利用極度額を、1億円

の整数倍を単位として増額するよう要請することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を受領しても、貴社と協議の上、利用極度額の増額に応じるか、これを拒むかは、当行の裁量とします。貴社および当行が、本項に従い利用極度額の増額について合意した場合には、かかる増額の効力は、当該合意の直後に到来する発生記録請求日から生ずるものとします。

4. 前各項に定める措置に加え、貴社が第1項各号に定める事由の一つに該当した場合には、当行は貴社に対し、でんさい買取人に代わり、ただちにでんさい買取人が適當と認める担保の差入れを請求できる等、利用極度額の維持または減額にでんさい買取人および当行所定の条件を付すことができるものとします。
5. 前項に定める所定の条件とは、貴社がでんさい買取人の指定する金融機関に貴社のでんさい買取人宛債務を被保証債務として利用極度額と同額の支払保証依頼を行うことを含むものとします（ただし、これに限られるものではありません）。

第7条（電子記録請求の代理権限の授与等）

1. 貴社は、当行および/またはでんさい買取人が、本利用契約および業務規程等に従い必要がある場合には、自らの立場または貴社の代理人としての立場で、でんさいネットに対し、自らに関連するでんさいの発生記録、分割記録、譲渡記録、支払等記録の請求（予約請求）もしくはかかる請求（予約請求）の取消、またはこれらの電子記録を全部削除する旨の変更記録の請求を行う権限を、本書をもってここに付与したものとみなし、かかる代理権限はいずれも、付与された者の書面による承諾がない限り、事由の如何を問わず一切変更・撤回等できないものとします。
2. 貴社は、前項に定めるほか、本利用契約または業務規程等に規定される代理権限の付与および当該代理権限に係る記録請求が、民法（明治29年法律第89号）第108条に定める自己契約または双方代理となりうることを十分理解した上で、当該代理権限の付与および当該記録請求が行われることを、ここに異議なく承諾します。
3. 貴社は、お預かり対象でんさいの支払期日の到来までに7銀行営業日以上の日数がある場合で、かつ、期日前資金化が行われていないお預かり対象でんさいに限り、当該お預かり対象でんさいに関するファクタリング対象仕入先の当行所定の書式による事前の承諾がある場合には、当行に対し、前項の代理権限を用いて当該お預かり対象でんさいの発生記録の全部を削除する旨の変更記録の請求をでんさいネットに行うよう委託することができます。

第8条（報告義務）

当行は、必要に応じ、また貴社から請求されたときには、当行の営業時間内において遅滞なく、本件受託事務の遂行状況について貴社に報告するものとします。

第9条（再委託）

1. 貴社は、でんさい買取人および当行が当行の親会社、子会社もしくは関連会社またはその他の

事務受託会社（以下「委託先」といいます）に対して、本件受託事務の全部または一部を再委託し、当該委託の対象となる事務の遂行に必要な範囲で貴社に関する情報を委託先に開示することができるものとし、貴社はあらかじめ異議なく承諾するものとします。

2. 当行は、前項に従い本件受託事務の全部または一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先による本件受託事務の遂行に関し、当該再委託先と連帶して貴社に対し責任を負うものとします。

第10条（報酬・費用負担）

貴社は、でんさい買取人および当行に対し、本利用契約に基づきでんさい買取人および当行が行う本サービスに係る報酬または費用として別途合意する金額を支払うものとします。

第11条（当行の免責）

1. 当行は、本件受託事務の遂行に関し、本利用契約の関連する条項に従い受領したでんさい受領仕入先情報等の届出情報および発生記録請求データに基づく貴社の指図に従って事務を行う限り、発生記録請求データの内容に関し確認する義務を負わず、記録請求サービスの利用依頼の内容の過誤・欠缺その他本サービスに関連して貴社、貴社の仕入先または第三者が被った損害等に関し、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
2. 当行は、本サービスに関する貴社の意思表示その他の通知に関し、当行所定のS M B Cでんさいネット利用規定に定める本人確認手続を経た後にインターネットサービスにより送信を受けた場合には、当行は送信者を貴社とみなし、通信ソフト、端末、ID、パスワード、当行が要求する電子署名、電子認証、ICカード認証の確認手段等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために貴社または第三者に生じた損害等に関し、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
3. 当行は、インターネットサービスを利用している貴社が同サービス上で閲覧可能な各種書面を閲覧しなかった場合、当行の責めによらない郵便、通信機器・回線、インターネット、コンピュータ等の障害等により当行による本件受託事務の取扱いまたは貴社による閲覧が遅延したり不能となった場合、かかる遅延または不能により貴社または第三者が被った一切の損害等に関し、責任を負わないものとします。
4. 当行は、通信機器、回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、電子証明書、秘密鍵その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために貴社、貴社の仕入先または第三者が被った一切の損害等に関し、責任を負わないものとします。
5. 貴社が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事項があっても、そのために貴社、貴社の仕入先または第三者が被った一切の損害等に関し、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

6. 本サービスを通じてなされた貴社と当行との間の通信の記録および電子文書等は、関係する当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより貴社、貴社の仕入先または第三者が被った一切の損害等に関し、当行は責任を負わないものとします。
7. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が要請される場合（当局検査や業務規程等に基づく場合を含みます）、でんさい買取人または当行は貴社の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより貴社、貴社の仕入先または第三者が被った一切の損害等に関し、でんさい買取人および当行は責任を負わないものとします。
8. 当行が貴社に対して、インターネットサービスにより本サービスに関する各種書面を提出・交付・送付する場合は、当行がインターネット上の当行のサイトに当該各種書面を掲示した時点で、貴社に対して当該各種書面の提出・交付・送付が行われ、貴社に当該各種書面が到着したものとみなします。
貴社が当該各種書面を閲覧しなかった場合、または当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話回線の不通により閲覧が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害等については、当行は責任を負いません。
9. 本サービスの取扱いに関して、当行は、当行所定のSMB-Cでんさいネット利用規定に定める方法により本人確認して取扱いを行った場合、当行は貴社を正当な契約者とみなし、通信ソフト、端末、ID、パスワード、当行が要求する電子署名、電子認証、ICカード認証その他当行所定の確認手段等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
10. 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または当行以外の第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当行は責任を負わないものとします。
11. 前十項に定めるほか、当行は、本利用契約および関係法令に則り本件受託事務を行う限り、貴社、貴社の仕入先または第三者が被った一切の損害等（通信等の障害に起因する損害等を含みます）に関し、責任を負わないものとします。

第12条（貴社による支払、でんさい買取人の免責）

1. 貴社は、でんさい買取人がでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に従い、併存的債務引受した貴社とファクタリング対象仕入先との間の原因債権に係る債務の期限前弁済として、ファクタリング対象仕入先に対しでんさい買取代金相当額（割引料等控除後の金額）の支払を行った場合（本利用契約が第16条第1項に従い解除された場合を含みます）には、事由の如何を問わず、でんさい買取人に対して買取でんさいの債権金額全額を支払期日に支払うものとします。ただし、貴社に第16条第1項各号の事由が発生した場合は支払

期日を待つことなくただちに、貴社はでんさい買取人に対して買取でんさいの債権金額全額を支払うものとします。なお、でんさい買取人が資金提供者に買取でんさいを譲渡した場合、貴社は資金提供者に対し同様の対応を行うものとします。

2. でんさい買取人は、本サービスの取扱いに関し、本利用契約、でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約および業務規程等に従って取扱いを行う限り、本サービスに関連して貴社、ファクタリング対象仕入先、その他の第三者が被った損害等に関し免責されるものとします。
3. でんさい買取人の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話回線の不通により本サービスの取扱が遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害等についてでんさい買取人は責任を負わないものとします。

第13条（貴社の表明および保証）

1. 貴社は、でんさい買取人および当行に対し、以下の全ての事項が、本利用契約の効力発生日、お預かり対象でんさいの各発生記録日、お預かり対象でんさいの各支払期日、各個別のでんさいファクタリング契約の成立日、各期日前資金化希望日および各でんさい買取代金相当額（割引料等控除後の金額）の各支払日において真実に相違ないことを表明および保証するものとします。
 - (1) ファクタリング対象仕入先によるでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約（同契約に基づき成立する個別の収納代行サービス契約および個別でのんさいファクタリング契約を含みます。以下本条において同様とします）の締結または効力発生およびその条項の履行、ならびに同契約に基づくお預かり対象でんさいの期日前資金化は、
 - (a) (i) (法人たるファクタリング対象仕入先の場合) ファクタリング対象仕入先の法人の目的の範囲内の行為で、法令上および内部規則上必要とされる一切の手続を履践しており、(ii) (個人事業主たるファクタリング対象仕入先の場合) ファクタリング対象仕入先の意思能力または行為能力の制限ゆえに無効または取消しとなるおそれもなく、(b) 上記(i)(ii)いずれの場合もファクタリング対象仕入先の有効かつ拘束力を有する義務を構成し、かつ執行可能なものであること。
 - (2) 本利用契約は、その締結により、貴社の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約および本利用契約の締結または効力発生およびこれらの条項の履行、ならびにこれらに基づくお預かり対象でんさいの期日前資金化および本サービスを用いたでんさいの発生記録、分割記録、譲渡記録、支払等記録および変更記録の請求に関し、これらの契約で別途明確に定める場合を除き、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意等が要求されることなく、かつ、法令、規則、通達、命令、ファクタリング対象仕入先もしくは貴社の内部規則、またはファクタリング対象仕入先もしくは貴社を当事者とするまたはファクタリング対象仕入先もし

くは貴社が拘束される第三者との間の契約等に違反するものではないこと。

- (4) でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約および本利用契約の締結または効力発生およびこれらの条項の履行、ならびにこれらに基づくお預かり対象でんさいの期日前資金化および本サービスを用いたでんさいの発生記録の請求に関し、ファクタリング対象仕入先または貴社を当事者とするいかなる訴訟、仲裁、調停および行政上の手続も係属しておらず、また、そのおそれも存しないこと。
- (5) ファクタリング対象仕入先または貴社に第16条第1項第(4)号乃至第(10)号に定める事由が存在せず、その他これらの者の財務・営業状態に重大な悪影響を及ぼす事由が存在しないこと。
- (6) でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約または本利用契約の履行に関してファクタリング対象仕入先または貴社がでんさい買取人または当行に提供する情報は、書面によるものか否かを問わず、正確かつ真実であること。
- (7) 前各号のほか、でんさい買取人の買取でんさいの保全に影響を及ぼす相当の事由が存しないこと。

2. 貴社は、でんさい買取人および当行に対し、お預かり対象でんさいの各発生記録日、各個別のでんさいファクタリング契約の成立日、各期日前資金化希望日および各でんさい買取代金相当額（割引料等控除後の金額）の各支払日において、お預かり対象でんさいの原因債権に関し、以下の全ての事項が真実に相違ないことを表明および保証するものとします。

- (1) 当該原因債権の支払期限が徒過していないこと。
- (2) 当該原因債権の各支払期日が、第5条に基づき貴社から当行に送信された発生記録請求データに記載されているとおりに確定しており、かかるデータの内容は商取引契約に基づくものとして真実かつ正確であること。
- (3) 当該原因債権が円貨債権であること。
- (4) 当該原因債権の（狭義の）支払のためにお預かり対象でんさいの発生記録がなされるものであり、かつ、当該原因債権に関し人的抗弁が存在しないこと。
- (5) 当該原因債権は事由の如何を問わず、いかなる第三者に対しても、譲渡、担保設定その他の処分が行われておらず、ファクタリング対象仕入先のみに帰属し、ファクタリング対象仕入先のみが当該原因債権に関する一切の処分権限を有すること。
- (6) 当該原因債権に係る商取引契約その他貴社の支払債務を発生させる契約に関し、貴社に支払遅延、履行遅滞、その他の債務不履行、解除または解約事由、期限の利益喪失事由が発生しておらず、また、そのおそれが存しないこと。
- (7) 当該原因債権に関して、約束手形、為替手形、小切手、その他の有価証券が振り出されておらず、また、電子記録債権の発生および譲渡が記録されていないこと。

3. 貴社は、でんさい買取人に対し、お預かり対象でんさいの各発生記録日、お預かり対象でんさいの各支払期日、各個別のでんさいファクタリング契約の成立日、各期日前資金化希望日および各でんさい買取代金相当額（割引料等控除後の金額）の各支払日において、ファクタ

リング対象仕入先がでんさい買取人に売り渡すお預かり対象でんさいに関し、以下の事項が真実に相違ないことを表明および保証するものとします。

- (1) 当該お預かり対象でんさいに関して、約束手形、為替手形、小切手、その他の有価証券が振り出されておらず、また、電子記録債権の発生および譲渡が記録されていないこと。
- (2) 当該お預かり対象でんさいは、貴社とファクタリング対象仕入先との間の原因債権の（狭義の）支払のために当行を発生記録の債権者として記録請求されたものであり、かつ、当該お預かり対象でんさいの原因債権に関し人的抗弁が存在しないこと、および当該お預かり対象でんさいが業務規程等に準拠して適式に電子記録債権としての要件を具备していること。

4. 貴社は、本条における表明・保証違反の事実が判明した場合、かかる違反を是正するために必要とされる一切の措置（第三者の権利を消滅させる行為等を含みます）をその費用負担でただちに執り行うものとします。

第14条（約束事項）

1. 貴社は、お預かり対象でんさいがでんさい買取人に譲渡記録された後も、ファクタリング対象仕入先がお預かり対象でんさいの原因債権に係る商取引契約上、貴社に対し負担する一切の債務につき引き続き履行責任を負うものとし、でんさい買取人はかかる債務を一切引き受けないものとすることを確認します。かかる商取引契約に関連してでんさい買取人が第三者から事由の如何を問わず何らかの請求を受けた場合には、貴社の責任と費用負担において当該請求を処理するものとし、でんさい買取人がこれに関して損害等を被った場合には、貴社はただちにこれを補償するものとします。
2. 貴社は、貴社による本利用契約上の義務の履行に影響を及ぼすおそれのあるファクタリング対象仕入先もしくは貴社の財務・営業状況の悪化、またはファクタリング対象仕入先もしくは貴社に対する訴訟、仲裁、調停、行政上の手続等の申立もしくは開始の事実が生じた場合もしくは、そのおそれがある場合、または、ファクタリング対象仕入先もしくは貴社につき第16条第1項(4)号乃至第(10)号に定める事由が発生した場合には、かかる事実につき、でんさい買取人および当行に対しだちに報告するものとします。

第15条（補償）

貴社は、貴社の本利用契約上の表明・保証、義務、確約、約束事項もしくは承諾事項の違反（本サービスを利用して貴社が当行に対し送信した発生記録請求データにつき過誤・欠缺があった場合を含みます）を理由とするまたはこれに関連する第三者の請求もしくは訴訟等の結果、でんさい買取人または当行が損害等を被った場合には、かかる損害等につき、でんさい買取人または当行の要求に従い、ただちにこれをでんさい買取人または当行のために補償するものとします。また、でんさい買取人または当行が第11条各項または第12条第2項に定める免責事由（対貴社、

対第三者の双方を含みます) に関し、でんさい買取人または当行が損害等を被った場合においても、同様とします。

第16条（本利用契約の解除）

1. でんさい買取人および当行は、貴社について次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、何ら催告の手続を要することなく、いつでも貴社に通知することにより、ただちに本件受託事務の受託または本サービスの取扱いを中止し、あるいは、それとあわせて本利用契約を解除することができるものとします。かかる取扱いの中止または解除により貴社に損害等が生じた場合であっても、でんさい買取人および当行は責任を負いません。
 - (1) 本利用契約に基づきでんさい買取人または当行に対して負う金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (2) 第22条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項各号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (3) 本利用契約上の義務または表明・保証（前二号に定めるものを除きます）に違反し、でんさい買取人または当行からかかる違反についての通知を受領した後14日以内にかかる違反を是正しないとき。
 - (4) 債務超過、支払不能もしくは支払停止に陥り、または破産手続開始、更生手続開始、特別清算開始、再生手続開始もしくは特定調停その他適用ある倒産手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) その保有する財産につき、仮差押、仮処分、保全差押、差押、強制執行または競売の申立てがあったとき。
 - (7) 租税公課を滞納して督促を受けたときまたは滞納処分を受けたとき。
 - (8) 合併または営業もしくは重要な資産の譲渡を行ったとき。
 - (9) 解散の決議を行い、または解散命令を受けたとき、その他営業活動を停止したとき。
 - (10) 事業を停止・廃止し、または、所轄政府機関等により業務停止等の処分を受けたとき。
 - (11) 貴社が ValueDoor、SMB Cでんさいネットの債務者利用のいずれかまたは全てにつき有効な利用者でなくなったとき。
 - (12) その他でんさい買取人または当行が本利用契約、でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約または業務規程等に基づき貴社に対して有する権利の保全のために必要と認める事情が生じたとき。
2. 貴社は、前項各号のうちいずれかに該当した場合には、ただちにその旨をでんさい買取人および当行に通知するものとし、かかる通知の懈怠または前項各号に該当したことによってでんさい買取人または当行に発生した損害等の一切をただちに補償するものとします。

第17条（貴社による仕入先の契約手続の代理）

1. 貴社は、でんさいお預かり・ファクタリングサービスの利用を希望する貴社の仕入先がでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約を締結する際に、原則として、貴社および貴社の役職員が、当該仕入先のために当該仕入先を代理して、当該仕入先と当行および/またはでんさい買取人との間のでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約の手続を執り行うことをあらかじめ異議なく承諾します。
2. 貴社は、前項の仕入先から、当行またはでんさい買取人によるでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約締結の諾否や本利用契約成立後の解除に関する意思表示を当該仕入先に代わり受領する権限を付与されることをあらかじめ異議なく承諾します。貴社は、当行またはでんさい買取人から、かかる意思表示を受領した場合、速やかに当該仕入先にその旨を通知するものとします。なお、貴社が、かかる解除の意思表示を受領した場合には、当該仕入先からの代理権付与を前提に、当然に当該仕入先に対する解除の意思表示としての効力を生ずるものとします。
3. 当行またはでんさい買取人は、自らの選択により、前項の意思表示を貴社または仕入先のいずれかに対して行うことができるものとします。

第18条（貴社の承諾事項）

1. でんさい買取人は、貴社の承諾なしに、でんさい買取人自身の裁量で、買取でんさいの全部または一部について、資金提供者を含む第三者に対する譲渡、質入れ、その他の処分を行うことができるものとします。
2. 本サービスを利用する貴社は、SMB Cでんさいネットの利用において、電子記録債務者の変更を内容とする変更記録の請求は行わないものとします。

第19条（本利用契約の有効期間、解約申入）

1. 本利用契約の有効期間は、本利用契約の別段の規定に基づき早期に終了しない限り、本利用契約の効力発生日以降で最初に到来する12月末日までとし、期間満了日の3ヶ月前までに貴社、でんさい買取人または当行から特に申出のない場合に限り、当該期間満了日を契約更新日として1年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 前項のほか、本利用契約の当事者は、それぞれ他の当事者に対し3ヶ月以上前に書面による通知をなすことにより、本利用契約の解約を申し入れができるものとします（なお、当事者間の合意により、この期間を短縮させができるものとします）。

第20条（契約終了時の取扱い）

1. 第16条第1項、前条各項、第22条第3項もしくは第5項またはその他の事由により本利用契約の全部または一部が効力を失った場合は、本利用契約の各規定にかかわらず、本条に定めるところに従って取扱うものとします。

2. 本利用契約が前項所定の事由により効力を失った場合であっても、第11条各項、第12条各項、第14条各項、第15条、次条各項、第23条各項、第24条および第25条については、本利用契約の各条項に従いなお効力を有するものとします。また、貴社、でんさい買取人または当行が本利用契約に基づき負担した既発生の義務については、貴社、でんさい買取人または当行が本利用契約の当事者でなくなった場合および本利用契約が終了した場合も有効に存続するものとします。

第21条（秘密保持義務）

1. 貴社、でんさい買取人および当行は、他の当事者の事前の書面による承諾がない限り、本利用契約の条項、本利用契約に基づく取引内容、および本利用契約に基づきまたはこれに関連して他の当事者から受領した秘密情報の一切につき、これを第三者に開示または漏洩してはならず、また、本利用契約上必要とされる以外の目的のために使用してはならないものとします。ただし、(i)法令、規則、行政官庁その他公的機関により秘密情報の開示の義務が課される場合（当局検査を含みます）、(ii)貴社、でんさい買取人、当行もしくはそれらの親会社、子会社もしくは関連会社またはそれらの法律顧問その他の外部専門家に対してかかる情報を開示する場合、(iii)でんさい買取人および当行が本利用契約の締結の可否を検討する場合、(iv)でんさい買取人がでんさい買取代金の資金を調達するために第三者にかかる情報を開示する場合、ならびに(v)当行が自らの正当な業務に使用する場合（当行の通常業務である与信審査・与信管理や、会計監査人、資金提供者およびその候補者への情報提供を含みます）には、この限りではありません。
2. でんさい買取人は、前項ただし書きに従って当行に開示された情報に基づき、当行より、反社会的勢力に関する情報、ならびにでんさい買取人がファクタリング対象債務者に対して有する資金化申込でんさいの与信管理（ファクタリング対象債務者の信用に関する情報、その他でんさいファクタリングサービスの取扱いの検討に関連する一切の情報を含むがこれらに限られません）に関する情報を得ることができるものとします。
3. 本条に定める各当事者の秘密保持義務については、本利用契約終了後であっても1年間に限り、存続するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、貴社は、本利用契約終了後1年が経過しても、本規程および本サービスに関連し、でんさい買取人および当行から提供された資料およびその内容、ならびに本サービスの仕組みについて、第1項ただし書きに規定される場合を除き、第三者に開示、提供、譲渡、貸与その他の方法により使用させることができないものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. 貴社、でんさい買取人および当行は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的

勢力」といいます) のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 貴社、でんさい買取人および当行は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、または他の当事者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 貴社、でんさい買取人および当行は、他の当事者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、他の当事者との本利用契約を解除することができるものとし、他の当事者はこれに異議を申し出ないものとします。
4. 貴社および当行は、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下同じ）が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
5. 貴社、でんさい買取人および当行は、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を探るものとします。
6. 貴社および当行は、他の当事者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、他の当事者との本利用契約を解除することができるものとし、他の当事者はこれに異議を申し出ないものとします。
7. 第3項および第6項の規定により、本利用契約を解除された当事者に損害等が生じた場合、当該当事者は他の当事者に何らの請求をしません。また、他の当事者に損害等が生じた場合

は、当該当事者がその責任を負います。

第23条（取適法等の遵守）

1. でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に基づく収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスが、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号）（以下「取適法」といいます）に定める製造委託等代金の支払手段として用いられる場合、その他手形、電子記録債権または一括決済方式に関する法律およびこれらの法律に関する政令・規則・運用基準その他のガイドライン（取適法とあわせ、以下総称して「取適法等」といいます）に従った取扱いが求められる場合には、貴社、でんさい買取人および当行は、取適法等に従って収納代行サービスおよびでんさいファクタリングサービスの取扱いを行うものとします。この場合、当行およびでんさい買取人は、貴社および貴社の仕入先の間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の責任も一切負わないものとします。
2. 貴社は、ファクタリング対象仕入先が収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスを通じて当行またはでんさい買取人より支払を受けることができないときは、支払が受けることができなかつた額に相当する金額を、取適法等の定める基準に従ってファクタリング対象仕入先に対し支払うものとします。
3. お預かり対象でんさいについて、貴社とファクタリング対象仕入先との間で紛議が生じた場合でも、当行およびでんさい買取人は、当該お預かり対象でんさいに係る決済資金（収納代行手数料控除後の金額）またはでんさい買取代金相当額（割引料等控除後の金額）についてでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に従った支払を行い、また、その支払を行った後にファクタリング対象仕入先にその返還を求めるものとします。本項の規定にかかるわらず、本利用契約またはでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に基づく当行またはでんさい買取人の貴社に対する補償その他の権利行使は、何らの影響を受けないものとします。

第24条（遅延損害金）

貴社、でんさい買取人および当行はいずれも、本利用契約に基づく他の当事者に対する支払債務につき履行期限を超過したときは、年14.6%の割合（1年に満たない期間については1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第25条（本規程の変更等）

当行は本規程の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で貴社およびでんさい買取人（以下総称して「被通知者」といいます）に変更内容を通知することにより、相当期間経過後の日を効力発生日として本規程の内容を変更することができるものとします。ただし、かかる変更は、被通知者の利益を著しく害する内容であってはなら

ないものとします。被通知者は、通知された内容に承諾しない場合には、当該通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。かかる期間内に、当行が被通知者から変更に承諾しない旨の通知を受領しない場合には、変更に承諾があったものとみなし、また、変更に承諾しない旨の通知があった場合には、当行および被通知人は誠実に協議するものとします。

第26条（準拠法と管轄）

本利用契約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。貴社、でんさい買取人および当行は、本利用契約に基づく諸取引に関し訴訟または調停の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第27条（本利用契約に定めのない事項等の処理）

1. 貴社、でんさい買取人および当行は、本利用契約に定めのない事項については、本規程、業務規程等、「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」に準ずる取扱いをすることに合意します。
2. 本利用契約に定めのない事項および本利用契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、貴社、でんさい買取人および当行は、関係法令に従い、互いに誠意をもって協議するものとします。

＜特定仕入先の取扱いに関する特約＞

貴社と当行との間で当行所定の内容および方法に従った「特定仕入先の取扱いに関する特約」を利用するための合意が有効に成立し、かつ、ある仕入先が同特約に定める特定仕入先（以下「特定仕入先」といいます）に該当する旨を貴社が当行に対し当行所定の手続により届け出ている場合、貴社は、本利用契約の各規定にかかわらず、特定仕入先に関し、以下の規定が適用されることに異議なく承諾します。

- (1) 本利用契約に各々定義される「決済資金（収納代行手数料控除後の金額）」の中の収納代行手数料、「買取代金相当額（割引料等控除後の金額）」の中の割引料等はいずれも一律0円として取り扱われるものとし、これらの定義はいずれもそのような手数料その他の費用が控除される前のものを意味するものとします。ただし、取適法等上特定仕入先による負担が許容される手数料その他の費用は除かれるものとします。なお、上記取扱いに關し、第10条に定める報酬・費用の合意に際しては、決済資金または買取代金相当額から控除される形で特定仕入先に負担を求めていた手数料その他の費用の実質的負担先を貴社に変更するような合意がなされることを前提とします。
- (2) 特定仕入先を当事者に含むでんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約において、以下の変更がなされるものとします。
 - ① でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に各々定義される「決済資金（収納代行手数料控除後の金額）」の中の収納代行手数料、「買取代金相当額（割引料等控除後の金額）」の中の割引料等はいずれも一律0円として取り扱われるものとし、これらの定義はいずれもそのような手数料その他の費用が控除される前のものを意味するものとします。ただし、取適法等上特定仕入先による負担が許容される手数料その他の費用は除かれるものとします。
 - ② でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に係る「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」第3条第4項に定める手数料は、決済資金または買取代金相当額から差し引く形で特定仕入先が負担することはないものとし、特定仕入先が負担する場合は、取適法等上特定仕入先による負担が許容される場合に限るものとします。
 - ③ でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用契約に係る「でんさいお預かり・ファクタリングサービス利用規程」第9条に關し、特定仕入先は包括方式にて支払基準日を包括扱支払日とする選択をしたものとみなし、その他かかる取扱いにより導かれる同利用規程上関連する各規定（同利用規程第10条を含みますが、これに限られません）の不適用についても承諾したものとみなされます。
- (3) 当行およびでんさい買取人は、本利用契約の各規定に定める免責事項に加え、特定仕入先が取適法等に定める中小受託事業者に該当するか否か、貴社および貴社の仕入先の間の取引に取適法等が適用されるか否か等、取適法等に関する確認・照合の義務も判断の

責任も一切負わないものとし、貴社が当行およびでんさい買取人に当行所定の手続により届け出た特定仕入先に対し、本利用契約および当該届出書類の記載に従って当行およびでんさい買取人の過失なく事務を行う限り、収納代行サービスまたはでんさいファクタリングサービスに関連して貴社、貴社の仕入先その他の第三者が被った一切の損害等（通信等の障害に起因する損害等を含みます）に関し免責されるものとします。

以 上